

(別紙1)

松阪市と指定管理者との責任分担表

項目	No.	責任分担の内容	負担区分		
			松阪市	指定管理者	
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、松阪市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	物価等の変動	4	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動	5	金利の変動に伴う経費の増		○
	需要の変動	6	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
	制度関連	7	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		8	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可	9	許認可の遅延に関するもの（松阪市が取得するもの）	○	
		10	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	住民対応	11	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		12	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	13	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩・騒音・振動、大気汚染、水質汚染、光、臭気に関するもの		○
		14	上記以外の松阪市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	15	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者を含む）に損害を与えた場合		○
		16	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	17	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		18	松阪市の方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	19	風水害・地震・津波などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
維持管理運営	施設損傷	20	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（予め取り決めた額以下のもの）		○
		21	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（予め取り決めた額の超過分）	○	
		22	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		23	松阪市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		24	施設の瑕疵によるもの	○	
		25	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
要求水準仕様未達	26	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○	
	27	松阪市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○		
維持管理	28	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○	
	29	松阪市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○		
備品等の損傷	30	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○	
	31	松阪市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○		
	32	経年劣化によるもの（指定管理者が所有のもの）		○	

	33	経年劣化によるもの（松阪市に帰属のもの）（予め取り決めた額以下のもの）		○
	34	経年劣化によるもの（松阪市に帰属のもの）（上記以外のもの）	○	
情報管理	35	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出		○
	36	松阪市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	
施設の停止、中止	37	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合		○
	38	松阪市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合（施設の瑕疵による場合を含む）	○	
事業運営	39	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
	40	松阪市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
利用者の対応	41	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	42	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	
事業終了時の費用	43	指定管理者が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の徴収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

○ は主負担（上記の責任分担表については、協定の締結までに変更することがあります。）